

浅口市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 26 日

条例第 27 号

浅口市健康福祉センター条例(平成18年浅口市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「使用許可の際に、前項に定める使用料は納期限内」を「使用した日まで」に改め、同項を同条第 3 項とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 階	低層棟
2 階	トレーニングルーム

別表第 4 の 1 階(低層棟)の部を削り、同表中注 2 を削り、同表注 3 中「浴場使用料は、括弧内の金額とし、」を削り、同表注 3 を同表注 2 とする。

別表第 5 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。